





病児・病後児保育の利用のしかた（利用登録後）

☆☆事前予約☆☆	
利用手順 ・医師の診察 ・電話予約 ・予約キャンセル ・連続利用	<ul style="list-style-type: none"> ・病児・病後児保育を利用したいときは、かかりつけ医師の診察を受け、「知多市病児・病後児保育事業診療情報提供書」を作成してもらいます。同一月に再度、かかりつけ医師の診察を受け、診療情報提供書を作成してもらうと、2回目からは有料となります。 ・診療情報提供書の有効期間は、診療情報提供書記入日から原則3日間です。 ・利用したい日の前日午後7時までに、必ず診療情報提供書を手元に置き、『さくらんぼハウス』（Tel.0562-39-3230）に電話し、予約してください。 ・予約をキャンセルする場合、必ず、当日午前7時30分までに『病児・病後児保育室』に連絡してください。キャンセル待ちをされている方もいらっしゃいます。時間外でも留守番電話につながりますので、『お早め』のご連絡をお願いします。 ・1疾病につき、最大連続7日間（日・祝日含む）の利用となります。
☆☆利用当日の手続き☆☆	
・利用申込書の記入（あらかじめ自宅で記入してください。）	<ul style="list-style-type: none"> ・「知多市病児・病後児保育事業利用申請書」は、自宅で記入しておきます。登録番号は市からお渡しした「知多市病児・病後児保育事業利用登録申請書」の写しに記載しています。 ・保育室へは、公立西知多総合病院の南道路から進入します。
・利用当日の持ち物 確認用チェックリスト 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1 病児・病後児保育事業利用申請書 <input type="checkbox"/> 2 病児・病後児保育事業診療情報提供書 <input type="checkbox"/> 3 薬（処方箋が交付されている場合） <input type="checkbox"/> 4 薬の説明書またはお薬手帳（処方箋が交付されている場合） <input type="checkbox"/> 5 薬剤情報提供書又はお薬手帳（処方箋が交付されている場合） <input type="checkbox"/> 6 病児・病後児保育事業与薬依頼書 <input type="checkbox"/> 7 利用料 3,000円 <input type="checkbox"/> 8 昼食代 500円（昼食・2回のおやつを提供を希望する場合） <input type="checkbox"/> 9 印鑑 <input type="checkbox"/> 10 児童の健康保険証（症状が急変し、診察のため病児・病後児保育室から保護者へ緊急連絡先に連絡があった場合） <input type="checkbox"/> 11 児童の子ども医療費受給者証又は障害者医療費受給者証・母子家庭等医療費受給者証（症状が急変し、診察のため病児・病後児保育室から保護者へ緊急連絡先に連絡があった場合） <input type="checkbox"/> 12 着替え・おむつ・おしりふき <input type="checkbox"/> 13 バスタオル・タオル <input type="checkbox"/> 14 その他（ぬいぐるみ等お子さんが1日安心して気持ちよく過ごすことができるもの）
☆☆その他☆☆	
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用当日、お子さんの体温を測り、体温が38.5度を超えている場合は、病児・病後児保育事業を利用できません。 ・結核、麻疹、水痘（水ぼうそう）の疾病の場合は、病児・病後児保育事業を利用できません。 ・お迎え時に、翌日の予約を確認します。感染症等を考慮し、翌日の部屋割りを行います。

